

【個人部門】 2 席

建設業一人親方の労働時間と収入

柴田 徹平

要 旨

最近10年間で全産業の雇無自営業主が減少する中、建設産業における雇無自営業主は、増加している。この雇無自営業主は建設業において多くの場合、一人親方である。一人親方とは、時には職人として雇われ、時には施主から注文を受け請負契約をし、必要なときだけ職人を雇う働き方の一形態である。この一人親方の増加は、大手建設企業が1960年代から労働者の需給調整、社会保険料などの元請企業負担を免れるために進めた建設産業の重層下請化を一つの契機とし¹、また最近の建設投資の減少からくる競争激化が、正社員のリストラ・常用雇用労働者の外注化、下請化を促進させ、これが少なからず一人親方の増加に繋がっている。

本稿の目的は、第1に、この一人親方の中においても日本の雇用労働者と同じように過労死ラインを超えて働く層が存在していることを明らかにすること、第2に、一人親方が過労死ラインを超えて働く背景には、過労死するほど働かなければ標準生計費でさえ賄えないという極めて深刻な低収入問題があることを明らかにすることである。本稿の分析で明らかになった点は以下の通りである。

第1に、建設業一人親方の中で週間労働時間60時間を越えて働く割合は、常用雇用労働者に近い割合で存在していること、第2に、週間労働時間60時間以上働いている一人親方の収入を時間当たりで見れば、一般労働者の5～6割ほどしかなくこの低収入が長時間労働を誘発する一つの要因となっていること、第3に、この時間当たり収入の低さによって、標準生計費以上の収入を得るために、過労死するほど働く一人親方が存在していることである。

はじめに

- I、建設業における一人親方の量的把握
 - II、建設業一人親方の収入の特徴
 - III、長時間労働の要因としての低収入問題
- おわりに

はじめに

一人親方とは、「被雇用者を抱えた親方」に対応した「被雇用者をもたない親方」という従業上の地位からみた用語である。しかし、実態としては、時に職人として雇われ、時に施主から注文を受け請負契約をし、必要なときは職人を雇うので、ときに事業者でありときに労働者という非常に曖昧な働き方を強いられている。ところで、総務省『労働力調査』によると雇無自営業主は日本の就業人口の7%を占めている。この雇無自営業主とは、総務省『労働力調査』の解説によると、自営業主のうち「従業者を雇わず自分だけで、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者（内職を含む）」と定義される。建設業において、この雇無自営業主は多くの場合、一人親方である。一人親方は、企業が直接雇用することで生じる様々な諸経費や税・社会保険料負担などの経済的負担を回避できる就業形態である。また雇無自営業主は、江口英一氏の研究によれば、1974年当時でその半数近くが貧困層プールを形成していたのである²。

ところで日本の雇用労働者だけでなく、一人親方という働き方を強いられている人の中においても過労死するほど働くものが存在している。では一人親方総数のうちの程度の割合が過労死ラインを超えて働いているのだろうか。国勢調査から産業別に就業時間階級別の雇無自営業主数を知ることが出来る。直近の国勢調査(2005)によると、建設業の就業者総数に占める週間就業時間60時間以上割合は、常用雇用14.1%に対し雇無自営12.9%となっている。つまり雇無自営業主においても厚生労働省過労死基準の年間3,000時間を上回る就業者が常用雇用と同じように存在している。この事実は全産業でも確認できる³。

一人親方の働き方は、実態は「労働契約」だが形式上「委任」ないし「請負」契約のため労働者と認められない。労働基準法による労働時間規制の適用除外となる一人親方の長時間労働問題を取り上げることが、働き方の多様化が進む中で改めて“労働者とは何か”を考えるきっかけともなるといえる。なお一人親方の労働時間と

収入の分析に当たっては、全国建設労働組合総連合（以下全建総連と略記）が毎年行っている『賃金調査』のミクロデータを活用した⁴。

I、建設業における一人親方の量的把握

(1) 量的に大きい建設業における一人親方

建設産業の雇無自営業主は、他の産業に比べ量的にも就業者総数に占める割合においても非常に多い。表1を見ると、2005年で就業者総数に占める雇無自営業主割合は、最多が農林漁業の43.4%で、それに不動産業15.3%、建設業11.3%、サービス業10.2%と続き、第三位である。しかし第2位の不動産業は実数で13.1万人しかおらず、建設業の四分の一以下である。

表1 産業別雇用および雇無自営業主数と産業別就業者総数に占める雇用および雇無自営業主割合（2005年、雇無自営業主の上位10産業）

	雇無自営業主 主(万人)	雇有自営業主 主(万人)	就業者総数 (万人)	雇無自営業主 主割合(%)	自営業主 割合(%)
総数	478.8	175.6	6,150.6	7.8	10.6
農林漁業	128.9	12.3	296.6	43.4	47.6
サービス業	89.6	30.0	882.0	10.2	13.6
卸売・小売業	67.4	31.0	1,102.0	6.1	8.9
建設業	60.7	32.5	539.2	11.3	17.3
製造業	29.3	14.7	1,064.6	2.8	4.1
教育、学習支援業	19.7	3.9	270.2	7.3	8.7
飲食店、宿泊業	26.7	26.6	322.3	8.3	16.5
運輸業	14.2	2.5	313.3	4.5	5.3
不動産業	13.1	3.0	86.0	15.3	18.8
医療、福祉	9.1	14.7	535.3	1.7	4.4

注1) 農林漁業＝農業＋林業＋漁業、統計は男女計

注2) 自営業主割合＝ $100 \times (\text{雇無自営業主} + \text{雇有自営業主}) \div \text{就業者総数}$

出所：総務省『国勢調査』より作成

また最近10年間の変化を見ても、全産業の雇無自営業主が減少する中で建設業の雇無自営業主は構成比と量ともに増加している。表2を見ると、1999年から2008年で就業者総数に占める雇無自営業主割合は8.8%から7.0%と1.8ポイント減少している。実数にして571万人→444万人で127万人の減少である。一方で、建設業を見ると、8.2%から10.7%と2.5ポイント増加している。これは実数で見ても、54万人→57万人と3万人増えている。これは自営業主全体についても見られる傾向である。この背景には、90年代後半からの労働法制の規制緩

表2 全産業および建設業における就業形態別就業者数および構成比（万人、%）

全産業	1999		2008	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比
就業者総数	6,455	100.0	6,373	100.0
自営業	755	11.7	604	9.5
雇有自営業主	184	2.9	159	2.5
雇無自営業主	571	8.8	444	7.0
家族従業者	353	5.5	219	3.4
雇用者	5,325	82.5	5,520	86.6
常用雇用	4,683	72.5	4,761	74.7
臨時雇用	517	8.0	651	10.2
日雇	125	1.9	108	1.7
不詳	22	0.3	29	0.5
建設業	1999		2008	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比
就業者総数	655	100.0	532	100.0
自営業	88	13.4	83	15.6
雇有自営業主	34	5.2	26	4.9
雇無自営業主	54	8.2	57	10.7
家族従業者	26	4.0	15	2.8
雇用者	541	82.6	433	81.4
常用雇用	488	74.5	396	74.4
臨時雇用	23	3.5	20	3.8
日雇	29	4.4	17	3.2
不詳	0	0.0	1	0.2

注) 不詳とは従業上の地位不詳、男女計、単位は就業者数が万人、構成比が%である

出所：総務省『労働力調査』より作成

1 建設政策研究所（2008a）『建設労働者の賃金の抜本的改善のために一公正で魅力ある建設産業をめざして』p31-34参照

2 江口英一（1980）『現代の「低所得層」下』未来社、p23-25で江口氏は、1974年の総務省統計局『就業構造基本調査』を用いて、1974年の産業別にみた雇無自営業主の所得階級別分布から江口英一（1980）『現代の「低所得層」中』未来社、第6章5節において算定した貧乏線（年収150万円未満とそれ以上の間に引かれる線）以下割合を算出している。それによると、雇無自営業主の貧乏線以下割合は農林業78.4%、製造業53.4%、卸小売56.6%、サービス業64.6%となっている。また周燕飛（2006）『企業別データを用いた個人請負の活用動機分析』『日本労働研究雑誌』No.547によれば、企業の個人請負活用動機は、外部人材の活用（81.5%）、生産変動への対応（58.3%）、コストの削減（43.5%）となっている。また先行する米国の類似の調査も同様の結果が出たと述べている。

3 全産業で見ると、常用雇用11.7%に対し雇無自営15.1%となる

4 ミクロデータの入手に当たっては、使用の許可をしていただいた全国建設労働組合総連合に深くお礼を申し上げる

和が進む中、正規労働者の派遣・パートなどの非正規雇用化と一方における手間請・一人親方などの建設業における請負労働化の進展が上げられる。つまり正規労働者の採用抑制と同時に雇無自営業主の増加が進んだといえる⁵。なお、一人親方増加の要因については次節で検討する。

(2) 建設業における一人親方の増加の背景

前節で見てきたように、建設業は、わが国において雇無自営業主が占める量・割合ともに非常に大きい。なぜ建設業には、これほどまでに雇無自営業主が多く存在するのだろうか。以下ではこの点を先行研究より整理していく。結論から言うと、先行研究より明らかにされた一人親方が多い要因は五つある。

第1に、かつて建設業において労働組合排除型産業秩序を支えた労務統括機構を構成したいわゆる世話役や親方、職長などと呼ばれる層の地位が1960年代を境に大手ゼネコンを中心に進められた大規模な下請化の過程で低下し、その一部が一人親方化した可能性が高いこと、第2に、事業者などが社会保険料などの負担を回避するために直用を避けたこと、第3に、「一人親方」の意識の問題、第4に、90年代の大幅な建設投資の減少から来る競争激化が正社員のリストラ・常用雇用労働者の外注化、下請化を促進させたこと、第5に、景気や時期的要因による受注の変動に対する調節弁として増加したことの五つとなる。

まず第1の労務統括機構を構成したいわゆる世話役や親方、職長の地位低下についてだが椎名恒氏の研究において、非常にわかりやすく述べられているので以下で引用する。「施工の直接の担い手である建設現場労働力の供給と養成、および賃金・労働条件など日常の労務管理は、いわゆる、世話役や親方、職長などと呼ばれる層によって構成される労務統括機構を通じて行なわれてきた。この労務統括機構は、徐々に再編されながらも、基本的に労働組合排除型産業秩序を支えるものとして大き

な役割を發揮してきた。そこでは、現場労働者を元請の直接雇用から切り離すことによる元請の使用者責任の回避を前提にしながら、…日常的な現場労働者の不満や要求に個別的に対処することによって、労働組合への結集を未然に防止する労務管理の重要な機能が存在していた。」⁶としている。つまりかつて「建設業の下請・労務管理機構における世話役、親方（職長）などの中間的存在が、労働市場の需給関係の変化のもとで労働者の抵抗を予防しつつ資本の許容する賃金・労働条件の枠内での調整と個別労働者への支給額の決定を、その最前線でもしか日常に担う多様な機能を果たしてきた」のである。このように世話役や親方層は労使対抗関係における緩衝機能として存続してきた。

しかし、「…世話役や親方層の多くは、70年代の社会党の建設労働法案の流産とそのうちの元請の雇用責任放棄を合理化したとも言える建設労働者雇用改善法制定などを契機とする、元請の使用者責任の回避、下請への負担転嫁、下請の再下請への負担転嫁の連鎖を再生産する過程で分化しつつ存続し、その多くは、重層下請の最末端部の自らも現場作業に従事する手間請親方等として一般化した」⁸この手間請親方層は、「元請のコストダウンと下請の責任施工体制により、前もって元請や各層下請にカットされた経費による工事の施工を、末端でつじつま合わせ的に担われてきた。そして工事単価の低下や、諸労務経費負担の増大の結果、親方が、配下の労働者を掌握することはかつてなく困難になってきた」⁹と述べられている。

椎名恒氏によれば、以上のような手間請親方の地位低下の結果として、手間請親方は、自身の存続のために、労働組合の行なう社会保険の活用や技能資格取得、あるいは不払い賃金問題などを契機に組合加入したものが、徐々に工事単価の引上げや現場の安全対策等を要求する主体へ代わり始め、1980年代以降に全建総連などに結集するようになったと述べている¹⁰。以上のように1960年代から始まる大手建設業者を中心とした大規模な重層下請化の進展の中で、労働力供給・統括の担い手としての

5 建設政策研究所 (2008a) p 36-37

6 椎名恒 (1998) 「なぜ建設産業における労働協約をめざすのか」建設労働協約研究会編『建設現場に労働協約を』大月書店、p 53 引用

7 椎名恒 (1998) p 54引用

8 椎名恒 (1998) p 60-61引用

9 椎名恒 (1998) p 61引用

10 椎名恒 (1998) p 61参照

世話役・親方層の機能が低下し、手間請親方層を多数生み出した。そしてそれが今日の一人親方を生み出す一つの要因となっているのである。

第2の事業者などが社会保険料などの負担を回避するために直用を避けたことと第3の「一人親方」の労働者の意識の問題は、建設政策研究所の研究からみていく¹¹。同研究では、一人親方増加の要因のひとつとして事業者の社会保険料負担の回避を上げている。またその一方で、労働者の意識を要因として指摘するケースを挙げている。つまり手取りを増やすために自発的に一人親方を選択する職人がいるのである。この点に関して同時にこう指摘する。すなわち、「目先のお金」に固執せざるを得ない生活状況に一人親方が置かれている。そしてその傾向は高齢化とともに進展していくと分析する。つまり事業者の請負階層別の建設業退職金共済制度加入状況を見ると、全体では約半数が未加入で下位の事業者ほど加入している割合は低くなっている。下位階層の事業者に雇用され、退職後の保障制度が脆弱ならば、加齢とともに「目先のお金」に固執し、一人親方を選択する可能性は高くなるのである。

次に第4の点についてみていく。1990年のいわゆるバブル崩壊と90年代後半からつづく長期不況により、建設産業は他の産業以上に厳しい環境にさらされている。例えば建設投資額は、ピークを迎えた90年度は約85兆円あったが、それ以降、民間投資の減少と公共投資の削減が続き、2008年度46兆4,910億円（見通し）と半分近くまで激減している。以上のような市場の急激な縮小の下で競争が激化し、正社員のリストラ・常用雇用労働者の外注化、下請化を促進され、コストダウンの主要な方法として一人親方の増加が起きている。第5の景気や時期的要因による受注の変動に対する調節弁として増加したことについてみていく。建設政策研究所の研究によれば、「一人親方」という働き方が町場だけでなく野丁場や新丁場¹²に急増してきたのは、「…建設工

事の大規模化とともに、建設生産が同時大量生産化し、建設物や部材が規格化してきた1970年代以降であり、…建設事業の大規模化と資本主義的大量生産化とともに労働者が日給・月給制や出来高賃金制により元請・下請企業に大量に雇用されることになった。しかし、その一方で建設産業の特性として景気や時期的要因による受注の変動に対する調節弁として請負契約で働く『手間請』や『一人親方』労働が急増してきた。』¹³と述べ、具体的には、車両系建設機械や資材運搬に携わるダンプカー持ち一人親方や重機持ち一人親方を上げている。以上見てきた五つの要因によって建設業の一人親方は増加してきたといえる。

II、建設業一人親方の収入の特徴

(1) 労働者でありながら事業者としての働き方

「一人親方」は形式上自分で自分を雇用するため「賃金」は発生しない。この「賃金」に相当するのが「請負単価」になるのだが、この「請負単価」がそのまま収入になるわけではない。これについては、建設政策研究所の研究でわかりやすい事例が挙げられている。手間請労働者の事例を引用すると、

「指示された元請の現場に行き、…必要な材料や機械は提供される。しかし、契約は施工数量に単価を掛けた請負契約となっている。この契約には一日当たりの賃金や一日の労働時間の明示もない。健康保険や厚生年金の事業主負担もない。労災保険も自ら一人親方労災に加入せねばならない。もちろん通勤交通費が支給されるわけではない。』¹⁴

となる。ここでいう手間請に自分で材料を持って請負う

11 建設政策研究所（2008b）『建設産業の重層下請構造に関する調査・研究報告書』p 12-14 参照

12 建設産業の生産組織は大別すると三つある。つまり町場、野丁場そして新丁場である。このうち町場と野丁場は菊岡俱也（1980）『建設産業』東洋経済新報社によれば、わが国の伝統的な区分方法としての概念である。一方で、新丁場とは椎名恒（1983）「最近における建設業自営業者の動向（上・下）」『労働運動』8-9月号によってその形成と拡大を指摘された新しい概念である。辻村定次（1999）『建設業』中小商工業研究所編『現代日本の中小商工業』新日本出版社よりこの三つの概念の説明を見ると、町場とは、主に戸建住宅建築を施主から受注した大工・工務店が下請制に頼らず、水平的な生産組織を指し、野丁場とは、主に戸建住宅建築以外の建築・土地施工を元請ゼネコンを頂点に縦横に広がる重層下請制による生産組織をさす。加えて新丁場とは、1960年代の高度経済成長期以降、戸建住宅分野への大手住宅企業の進出により形成された生産組織をさしている

13 建設政策研究所（2008a）p 36 参照

14 建設政策研究所（2008a）p 37 引用

のが一人親方である。つまり請負労働としての「一人親方」は、税・社会保険料の自己負担に加え様々な経費を負担しなければならない。その結果として、見かけの収入が高く見えても、労働時間の長さや自己負担分を考慮し総合的にみると、「手間請」収入の方が「常用」賃金よりも低いというケースが生じるのである。またそもそも手間請収入および一人親方収入そのものが急激に減少しているので一人親方の収入の低さはより深刻なものとなっている¹⁵。なお本稿の分析で使用する全建総連『賃金調査』における「賃金」もこの諸経費や税・社会保険料が含まれている場合があり、実際の収入はより低い可能性が非常に高いのである。

(2) 労働の対価としての「賃金」を見えにくくさせる

また「請負単価」という支払い形態は、労働の対価としての「賃金」を見えにくくする。

建設政策研究所の研究から型枠工事に要する請負費用の事例を引用して以下見ていく¹⁶。

例えば型枠工事に要する請負費用を考えてみよう。型枠組立の1日の歩掛¹⁷を10㎡とし、型枠組立には型枠材と補助材、及び型枠大工とその手元各1名を必要とした場合、

型枠材料の1日10㎡の費用	10,000円
補助材料の1日10㎡の費用	4,000円
型枠大工の1日の労務賃金	20,000円
型枠手元の1日の労務賃金	10,000円

とすると型枠10㎡組むための費用は合計44,000円で、㎡当たりでは4,400円となる。仮に型枠材料が元請業者からの支給となれば、手間請単価は㎡当たり3,400円となる（但し、補助材料と道具代、手元一人工、諸経費込みという条件付）。このように手間請の場合には1日当たりの労務賃金が㎡当たりの労務単価とへと形を変えていく。そして業者との請負契約交渉の中でこの3,400円という単価が3,300円になったり、3,500円になったりす

る。そこには労働者の一日あたり賃金額は見えない。

(3) 重層下請下の「請負単価」

建設産業の産業構成は一握りの大手ゼネコンを頂点とした重層下請制である。つまり請負単価は元請・下請間あるいは下請・再下請間の請負契約における取決め単価となり、さらには事業者と一人親方や手間請労働者との請負労働単価として取決められる。先にあげた型枠大工労働者を例に取れば、型枠大工労働者にとっては、重層下請の下で上位業者優位の片務契約で下ろされてきた単価をもとに事業主と手間請契約を取交わす。手間請労働者にとって一日当たりの賃金額を上げるには、一日の型枠組立数量を10㎡以上になるよう労働密度を高めるしかない。このようにして労働の対価としての「賃金」が見えにくくなるとともに、労働者みずからの意志で長時間労働、労働強化に陥らせることになる。

(4) 請負労働化がもたらす事業者負担軽減—パワービルダー企業の場合—

以上見てきたように、建設技能労働者を直用せずに請負契約で活用することは、事業者の経済的負担を大きく軽減する。そしてそれは同時に一人親方の収入の低下をもたらし可能性を高める。では事業者は実際にどのような方法でどの程度の金額を軽減しているのだろうか。建設政策研究所の研究を引用して職人および一人親方を低賃金・長時間労働で活用するパワービルダーの事例から見ていく¹⁸。

坂庭国晴・越智今日子の研究¹⁹によれば、パワービルダー企業とは、大手戸建分譲住宅会社を指し、年間数千棟の木造住宅を量産し近年急成長した住宅企業である。ビルダー (Builder) とは、サブプライムローン等による住宅供給を行ってきた米国建売住宅建築業が語源で、90年代後半から日本で使われるようになり、パワー＝「大量・多量 (力がある)」と言う意味で使われ、いわゆる和製英語である。パワービルダー企業は、パブル崩

15 全建総連東京都連・建設政策研究所 (2009)『2009年賃金調査報告書』によれば、1992年から2009年の20年間で一日あたり名目賃金は、自分仕事賃金 (一人親方) が25,471円から18,713円で26.5%減、手間請賃金が23,991円から16,698円で30.4%減と大きく減少している。これは常用賃金の19,057円から16,137円の15.3%減に比べても非常に大きい

16 建設政策研究所 (2008a) p 37-38引用

17 歩掛とは、単位工事量に対する所要材料の数量と労務数量のことをいい、標準作業量の逆数である

18 建設政策研究所 (2008c)『住宅づくりの最新動向—東京圏パワービルダー調査報告書—』p 108-111参照

19 坂庭国晴・越智今日子 (2009)「パワービルダーと建設労働者の実態」『経済』2月号、参照

壊後の土地利用規制や建築規制の緩和が進む中で、安価で土地を取得し、分譲する住宅建設全てを外注し、外注は既存の住宅建設資源（町場の木造住宅諸資源）の丸ごと調達で行い、更に仕事不足で苦しむ町場の職人・一人親方を低賃金・長時間労働で利用している点に特徴がある。

建設政策研究所の研究によると、パワービルダー企業が請負契約に固執する理由として4つ挙げられている。つまり第1に、工期の短縮によるコストの削減、第2に、人件費を最低限に抑えることによるパワービルダー企業の費用負担の抑制、第3に、消費税負担の軽減で、第4に、経費負担の軽減である。この四つの理由は、一人親方の交渉力の弱さ等を背景に、住宅づくりの低コスト化を実現しているところに共通点がある。

第1の工期の短縮によるコストの削減についてみていく。建設政策研究所によると、現場の全体工期の短縮はコスト削減に有効であり、契約においていくつかの策がとられているという。その一つが見積期間を設けないことである。建設業法ガイドラインによると見積期間は「工事1件の予定価格が500万円に満たない工事」でも1日以上設けなければならないとしている。これを設けるとすると、例えば10棟現場では延10日間を要する。しかし、見積期間を設けないことで、その分の工期は短縮される。また同時に見積書を集約する手間を省くことで、現場監督や営業所、本社の事務的作業が省略され、その分の人件費を圧縮することが出来る。

二つに施工における工期の短縮を上げている。一人で請け負う大工に応援が入れられるケースが多いという事例分析²⁰から、一人で施工するにはきわめて厳しい工期が設定されていること。三つに「…請負単価の削減を一方向的に通達するのみで、質疑を受け付けず協議を行わないということがみられた。…また、見積書を提出することもなければ、金額について折衝する機会も期間もない。このような機会や期間を設けないことで、現場監督や事務に関わる時間が短縮できる」²¹のである。以上のように、工期を短縮することで一つの現場に要する人件費や維持管理費は削減されるのである。

次に第2の人件費を最低限に抑えることによるパワービルダー企業の費用負担の抑制についてみていく。一人親方とパワービルダー企業の間には雇用関係がない。つまり雇用関係にあった場合パワービルダー企業が負担し

なければならない社会保障費、雇用保険、労働保険、一時金、退職金などの人件費をパワービルダー企業は負担していない。建設政策研究所は、雇用関係がないことによって、人件費が少なくともどの程度抑制されているのか試算している。引用すると以下のようになる。

1棟75万円、工期40日の請負契約の大工を雇用した場合1ヶ月あたり事業主負担は、

75万円／40日×30日＝56万2,500円の場合、

健康保険（政管健保）4.1% 23,042円 ①

厚生年金7.498% 42,138円 ②

雇用保険1.1% 6,182円 ③

労災保険料率（建築事業）1.5% 8,430円 ④

事業主負担合計（①＋②＋③＋④）＝79,792円

となる

*雇用保険は土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。

以上のようにパワービルダー企業が大工を直接雇用し社会保険料、雇用保険および労災保険料を負担すると、1ヶ月当たり79,792円、1年間だと96万円近くかかる。かなりの金額を負担することになる。これに退職金や一時金を加算すれば負担する金額はさらに増えることになる。事業者は直接雇用しないことでこれだけのコスト削減を実行できるのである。

さらに第3の消費税負担の軽減についてであるが、書面契約において、費用科目が賃金であれば消費税の対象になるが、外注費であればその対象にはならない。つまりパワービルダー企業の会計で大工に支払われた請負代金を外注費として扱われていれば、パワービルダー企業は消費税を払わないことになる。一方、大工は一人親方であっても事業者であるため、年間の売上高が1,000万円を越えれば消費税を払うことになる。建設政策研究所の研究によると、パワービルダー企業と一人親方の間で交わされた書面契約に記された請負代金（ここでは坪単価×坪数）は既に税込み金額となっているケースがあるという。

例えば、あるパワービルダー企業のケースで坪単価は35,200円でそれに坪数を乗じた金額を請負代金として支払っている。しかし、この35,200円という金額は税

20 建設政策研究所（2008c）p 109参照

21 建設政策研究所（2008c）p 109引用

込み金額であり税別だと坪単価33,523円となる。しかし本来消費税は請負代金(坪単価×坪数)にかけるべきであるという。試算プロセスは割愛するが、パワービルダー企業が大工に支払う請負代金は、請負代金(35,200円×坪数)に消費税率をかけた金額である。しかし実際には、税込みとしての35,200円に坪数を乗じた金額しか支払っていない。この差額、つまりパワービルダー企業が大工に支払うべき消費税額は年間9棟の場合、消費税額38万4,825円²²となる。この金額をパワービルダー企業は軽減している。言い換えれば、パワービルダー企業が一人親方へ負担を転嫁し一人親方の収入を圧迫しているのである。

最後に経費負担の軽減を見ていく。パワービルダー企業は請負として契約を結ぶことで大工に諸経費を負担させている。建設政策研究所の聞き取り調査より明らかになった大工一人当たりの年間経費負担額(概算)は64万8,820円となる²³。内訳は以下の通りである。

振込手数料=約735円×12回	8,820円
金物等材料代=約30,000円×10棟	300,000円
年間道具購入費・道具修理費	100,000円
ガソリン代=約20,000円×12回	240,000円

なお建設政策研究所によると、この金額は聞き取り調査によるものであり、それ故に正確な経費ではなく、厳密に計算すればより大きな金額になる可能性があるという。なぜなら、実際には、聞き取り時に聞き取り対象者が思い出せなかった科目や金額がある可能性があるからである。このように、一人親方の収入は、様々な諸経費の負担、税・社会保険料の負担を加味してみる必要がある。

Ⅲ、長時間労働の要因としての低収入問題

(1) 過労死ラインを超えて働く一人親方

一人親方の中には、過労死ラインを超えて働かされているものがある。本章では、全建総連『賃金調査』²⁴のマイクロデータを再集計し、過労死ラインを超えて働く一人親方の収入の状態を明らかにする。なお表3からわかるように2005年と2009年では、一人親方総数が大きく変化している。これは2007年調査より聞き方や分類を変更したことによるものである。しかし、変更点に留意すれば、本稿の分析には支障はないといえる²⁵。

厚生労働省は、残業が6ヶ月平均で80時間を越えると過労死・過労自殺を発症する恐れがあるとしている。この過労死ラインを基準に言えば、週間労働時間が60時間を越える者は過労死・過労自殺の恐れがあることになる。表3を見ると、過労死の恐れのある一人親方割合は、2009年に9.6%と1割を切っているが、2001年16.4%、2005年16.5%と1割強が過労死ラインを超えて働かされている。本来存在してはならない過労死するほどの長時間就業者が一人親方という就業形態の中で1割

表3 「賃金調査」母集団および一人親方の過労死割合

	2001年	2005年	2009年
調査対象者総数	22,368人	23,580人	26,098人
一人親方総数	5,952人	6,223人	2,734人
有効一人親方数	5,380人	4,823人	2,228人
月間240H以上	883人	797人	214人
240H以上割合	16.4%	16.5%	9.6%

注1) 05年と07年の一人親方数の差は07年からの聞き方および分類変更によるもの

注2) 調査月は01年6月、05年、09年5月となる

出所：全建総連東京都連『賃金調査』マイクロデータより作成

22 実際の試算プロセスは建設政策研究所(2008c) p 110を参照

23 建設政策研究所(2008c) p 111参照

24 調査は、全建総連東京都連の組合員を対象に、アンケート調査方式で年1回行われ、アンケート調査に参加・協力した組合員の地域は、東京都区部(特別区、23区)及び市町村部(多摩地域[三多摩地区]、26市3町1村)となっている。調査の原データの入手方法は、毎年調査の分析・報告を行なっている建設政策研究所の紹介によって、全建総連東京都連よりマイクロデータ使用許可を頂いた。なお調査全体の回答者の属性は、職人、一人親方、見習い、事業主となるが、本稿の分析では基本的に一人親方を使用した

25 変更された点は、第1に、これまで「一人親方」に分類されていた「手間請」を2007年以降は「職人・労働者」の階層としたこと。第2に、2006年まで材料持ちの「自分仕事」(一人親方)は元請のみだったが、材料持ちである以上、下請も一人親方に加えた点である。以上のことから2009年の「一人親方」に「手間請」が含まれていないという点がおそらく最も大きい変更点と考えられる。しかし、新たに一人親方とは全く異なる働き方をする者が加わった訳ではない。それ故に変更点に留意すれば、本稿の分析には支障はないといえる

も存在しているのである。また総務省(2005)『国勢調査』によると、週間就業時間60時間以上割合は建設業の常用雇用労働者で14.1%(全産業11.7%)だった。つまり一人親方の中には、日本の雇用労働者と同じように過労死と背中合わせで働く層が存在しているのである。

では、これら過労死ラインを超えて働く一人親方の労働時間は、建設業の平均的な正規労働者と比べるとどの程度長いのだろうか。表4は、建設業正規労働者(男)と過労死ラインを超えて働く一人親方を就業日数、1日当たり労働時間、週間労働時間で比較したものである。

表4をみると、過労死ラインを超えて働く一人親方は、就業日数で建設業正規労働者の平均より4～5日長く、1日当たり労働時間は2時間弱長くなっている。その結果週間労働時間は正規労働者よりも25時間前後も長くなっている。また過労死ラインを超えて働く一人親方の平均週間労働時間数は、最近9年間で徐々に増えており2009年は69.1時間と70時間近くになっている。

(2) 一人親方長時間労働の発生要因

一人親方が過労死しかねないほどの長時間労働をこなす背景には、5つの要因が考えられる。それは、施工管理上の問題、重層下請の問題、法の枠外に置かれる問題、仕事不足および低収入問題の5点である。

まずは第一の施工管理上の問題についてみていく。一人親方の収入は、施工数量に、単価を掛けた請負契約となっている。つまり一人親方は、形式上は、直接または間接的に仕事を請けて働く事業者である。既述したように彼らは、殆どの場合、施工期間を一方的に決められそ

表4 週間労働時間60H以上一人親方と建設業正規労働者の労働条件比較

	2001	2005	2009	01-09 正規平均
就業日数	25.5日	25.6日	26.0日	21.2日
労働時間	10.6H	10.7H	10.6H	8.2H
週間労働時間	67.7H	68.5H	69.1H	43.6H

注) 就業日数、労働時間、週間労働時間は毎勤、毎勤=規模5人以上

出所: 厚生労働省『毎月勤労統計調査』及び全建総連東京都連『賃金調査』マイクロデータより作成

の期間内で仕事を完遂することが注文主の請負金額を支払う条件となっている。

施工期間が一方的に決められ加えてその工期が十分確保されていないければ、それは長時間労働の要因となる。またこの施工期間に天気の崩れなどが含まれていないことが非常に多い。そのため天候の崩れによって失った施工時間は土日出勤で対応する場合が殆どである。例えば、パワービルダー企業の下で働くある塗装工の工期は「めちゃくちゃですよ。天気が悪いと仕事できないじゃないですか。そういうの一切おかまいなしですよ。(略)いつって決まると、もう、何が降ってもその日にぜったいっていう(略)結局、そういうときまでに間に合わないといけないから、雨の中やる」²⁶。また屋外の作業は、近隣住民に迷惑という注文主からの意向があり夕方以降の施工は制約されているケースも多い。これは就業日数の増加要因となる。加えて、請負額の支払は例えば1棟を建てる間に数回支払われるケースでは、支払期日ごとに進捗状況がチェックされ、支払期日に終わらせるべき箇所が一つでも終わってなければ支払がなされないケースもある。また現場監督によって進行が遅れていると判断されれば、応援を呼ばれることがあり、その負担額は支払から天引きされる²⁷。このように交渉力が弱い一人親方は注文先の一方的な工期押し付けのもと長時間労働を余儀なくされている実態がある。

第二の重層下請の問題とは、Ⅱ-(3)でも触れたように、一人親方は重層下請構造の最末端で請負契約を取り交わし働いている。つまり一人親方の請負単価とは、元請・下請問あるいは下請・再下請問の請負契約で取決められた単価であり、実際に一人親方に仕事がおける段階の単価は上位業者優位の片務契約ゆえに、何重にも搾り取られた金額となる。この重層下請のもとで低下した収入を補うために、一人親方は長時間労働を余儀なくされる。

第三の法の枠外に置かれる問題についてみていく。一人親方は注文主と直接ないし間接的(下請の場合など)に請負契約を結ぶ。近代の契約社会においてはその際に契約書を取交わすのが通例である。契約書があれば問題が生じたときの法的根拠になるがなければそれは困難になる。しかし、一人親方の半数以上は書面で契約を結んでおらず口約束である。全建総連東京都連・建設政策研究所『賃金調査』によると、一人親方のうち書面で

26 建設政策研究所(2008b) p 135

27 建設政策研究所(2008b) p 126-127

雇用契約も請負契約も結んでいない者が、材料持ち元請57.8%に材料持ち下請け55.2%（いずれも一人親方）と半数を超えている。またこういった傾向は今に始まったことではない²⁸。このような口約束は、未払いをはじめとした様々な労働問題の原因になるのである。また請負労働の性格から、長時間労働は自己責任とされることも十分に起こりえる。労働者性を証明しなければ、労働基準法の適用からも漏れる。このように一人親方の長時間労働は法の枠外に置かれることでその危険が増える可能性がある。

第四に仕事不足についてみていく。1990年のいわゆるバブル崩壊と90年代後半からつく長期不況により、建設産業は他の産業以上に厳しい環境にさらされている。例えば建設投資額は、ピークを迎えた90年度は約85兆円あったが、それ以降、民間投資の減少と公共投資の削減が続き、2008年度46兆4,910億円（見通し）と半分近くまで激減している。以上のような市場の急激な縮小の下で、低単価や長時間労働であっても生活のために請けるというケースが考えられる。既述したパワービルダー企業のもとで仕事を請けるようになった一人親方の理由には、町場の仕事が減ったことをあげるものが多くみられる²⁹。また全建総連『賃金調査』ミクロデータの再集計から一人親方の中で月間労働時間が160時間を下回る層は、2001年27.6%、2005年23.3%、2009年36.4%も存在している。最後に低収入問題が挙げられる。つまり、そもそも収入が低すぎるから長時間働かなくては生活できないのである。この低収入問題に関する詳細な分析は次節以降で行なう。

(3) 過労死ラインを超えて働く一人親方の収入の状態

“ワーキング・プア”これが多くの一人親方が置かれている実態である。過労死するほど働いてもその収入は同地域の一般労働者以下という低収入が一人親方を苦しめている。表5は、週間労働時間60時間以上一人親方の月収と時間賃金を同地域の一般労働者と比較したものである。なお注にあるように、一人親方の実際の収入は、ここから諸経費および税・社会保険料を差し引いたものである。

表5をみると、諸経費および税・社会保険料負担等

を差し引く前の一人親方月収は、2001年50.7万円、2005年48.8万円、2009年44.7万円となり最近9年間で6万円減少している。一方で建設業一般労働者は、2001年56.5万円から2009年50.0万円と6.5万円減少している。また全産業一般労働者は50万円台半ばで推移している。2009年の一人親方と一般労働者の年収の開きは全産業126万円、建設業63.6万円となる。一人親方は過労死するほど働いてもなお一般労働者の収入には及ばないのである。

このように過労死するほど働いても一般労働者並みの収入さへ賄えず、また実際にはこの金額から諸経費、税・社会保険料が差し引かれることを踏まえると、一人親方が如何に低収入で働いているかがわかる。しかし、より深刻な問題は、一人親方の収入を時間当たりで見た場合であろう。この点を表5より見てみると、各年とも一人親方の時間当たり収入は、一般労働者の5～6割ほどの水準である。請負労働の一人親方にとって時間あたり収入の低さを補う手段は長時間で働くかより高い単価の仕事を探すかのどちらかである。後者が困難な状況の中で、時間当たり収入の低さは、長時間労働へと一人親方を駆り立てている。なお過労死するほど働く一人親方が請けている仕事の単価が特別に低いというわけではない。一人親方全体で低収入問題は起きている。表6は、月間の労働時間階級別に見た一人親方時間当たり収入の推移である。

表5 週間労働時間60H以上一人親方と東京一般労働者の時間あたり収入及び月収の推移

時間収入	2001年	2005年	2009年
60H一人親方	1,872円	1,784円	1,616円
全産業正規	3,235円	3,225円	3,174円
建設業正規	3,144円	2,878円	2,857円
月収	2001年	2005年	2009年
60H一人親方	50.7万	48.8万	44.7万
全産業正規	57.1万	56.1万	55.2万
建設業正規	56.5万	47.4万	50.0万

注1) 一人親方の実際の収入はこの金額から諸々を差し引いたものである。値は加重平均

注2) 一般労働者の値=決まって支給する現金給与額+(年間賞与+その他特別給与/12)

出所: 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』及び全建総連東京都連『賃金調査』ミクロデータより作成

28 建設政策研究所(2008a) p 39

29 建設政策研究所(2008b) p 113、図表4-1参照

表6をみると、月間労働時間240時間以上一過労死ラインを超えて働く一人親方の時間賃金は最近9年間で1,600～1,800円台である。一方で239～160時間の一人親方は2,200円前後でこれでも表5と比較して一般労働者の賃金よりだいぶ少ない。月間160時間とは、週休二日で1日8時間を指している。なお160時間以上の一人親方階層が全体の6～7割近くを占めている³⁰。なお2009年の東京一般労働者（産業計）の月間実労働時間は175時間である。一人親方で過半数を占める階層でさえ、一般労働者の3分の2程度の収入しかないのである。また月収で見ても、一人親方総数と一般労働者（東京、全産業、男計）の開きは2004年 - 2009年の6年間平均で一人親方総数37万398円に対し、一般労働者55万9,933円となり、月収の開きは18万9,535円となる。年間で見れば227万4,421円の開きとなる³¹。

(4) 生存権を奪われている一人親方

前節では、過労死ラインを超えて働く一人親方の収入の低さを明らかにしてきた。以下では、過労死ラインを超えて働く一人親方の月収を一般労働者の月収、標準生計費、年収200万円というフィルターを通してみることでその社会的位置の把握および生存権すら奪われている一人親方の極めて低い収入を明らかにする。

表7の60H以上月収とは、2009年でみた過労死ラインを超えて働く一人親方および職人・労働者の月収を東京の一般男子労働者の平均月収（年間賞与その他特別給与込み）55.1万、標準生計費（税・社会保険料、住宅ローンや預貯金は含まない）28.1万、年収200万未満16.7万で線を引き、それ以下の割合を見たものである。これをみると、過労死ラインを超えて働く一人親方の月収は、その8割近くが一般以下である。これが職人・労働者になると9割近くなる。過労死するほど働いてもその

表6 一人親方の月間労働時間階級別時間あたり収入の推移

	2001年	2005年	2009年
240H以上	1,872円	1,784円	1,616円
239-160H	2,213円	2,163円	2,118円
～159H	2,591円	2,566円	3,084円

出所：全建総連東京都連「賃金調査」のマイクロデータより作成

8割が一般労働者並みの収入すら確保できないのが現状である。また標準生計費以下の割合で見ても、一人親方で16.1%、職人・労働者で17.3%と少なくない割合が生計費すら稼げない収入しか得られていない。実際の収入が更に低いことを踏まえればいかに低い収入であるかがわかる。

加えて注目したいのが、その横に記した「60H以上時間収入×160H」の列である。これは過労死ラインで働く一人親方と職人・労働者の時間当たり収入に月間労働時間160時間として掛けたものである。つまりこの列の意味は、現状の時間当たり収入で一人親方および職人・労働者が週休二日かつ1日8労働時間のみだった場合に、稼ぎ出せる収入の水準を見たものとなる。

この基準でみると、一人親方、職人・労働者ともにほぼ全てが、一般労働者以下の月収しか得られず、一人親方の5割強が標準生計費以下の収入しかえられていないという試算となる。これが職人・労働者になると7割近くに及ぶ。年収200万円以下でも一人親方で3.5%から14.1%、職人・労働者で1.4%から19.1%と割合が急増している。あくまで試算なので一つの指標でしかない

表7 試算：働き方別過労死予備軍建設職人の一般労働者月収、標準生計費年収200万以下割合（2009年）

	一人親方		職人・労働者	
	60H以上 月収	60H以上 時間収入× 160H	60H以上 月収	60H以上 時間収入× 160H
単位	%	%	%	%
一般（男）月収以下割合	78.4	99.0	89.0	99.5
標準生計費以下割合	16.1	56.8	17.3	69.4
年収200万以下割合	3.5	14.1	1.4	19.1
週間60時間以上総数	100.0	100.0	100.0	100.0

注1）一般（男）月収は産業計（東京）、規模10人以上、月収額は55.1万

注2）標準生計費は28.1万、ただし世帯人員4人で09年4月のデータ

注3）標準生計費には税・社会保険料の費用負担及び住宅ローンの返済や預貯金等は加味されていない

注4）年収二百万未満は16.7万円、60H時間賃金×160Hとは60H以上働いたものの時間賃金に160Hをかけてその金額で割合を出したものの

出所：東京都人事委員会「給与勧告資料」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、全建総連東京都連「賃金調査」マイクロデータより作成

30 調査を再集計した結果、月間労働時間160時間以上働いている一人親方割合は2001年67.7%、2005年61.4%、2009年50.4%とその割合は大きく減ってきているが過半数を占めている

31 一人親方の収入は全建総連「賃金調査」の日額賃金×労働日数、正規労働者は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

が、この指標にたつならば、少なくとも過労死ラインを超えて働く一人親方および職人・労働者は、生活のために、生きるために長時間働かざるを得ない状況に追い込まれているのである。長時間労働による健康破壊は確かに解消しなければならない喫緊の課題であるが、これを労働時間規制の強化のみで対応しようとすれば、一人親方の半分以上は、標準生計費以下の収入しか得られなくなる。すなわち当面の重要な課題は、一人親方が一般労働者の平均月収を一般労働者並みの労働時間で稼げるように賃上げを行なうこととセットで労働協約、または立法による一人親方の働くルールを構築することであろう。

表7では、過労死ラインを超えて働く一人親方に限ってその収入の社会的位置を確認した。表8はこれを労働時間階級別に見たものである。表8をみると、月間労働時間239～160時間の階層では、過労死ラインを超えて働く(240時間以上)一人親方と近い割合が標準生計費および年収200万以下割合に分布している。ところが一般月収以下割合となると過労死ラインを超えて働く層より割合が増えて9割を超えている。表8を見る限り、一人親方は、同地域の一般月収と同じ金額を稼ぐためには、過労死するほど働かなくてはいけないのである。またその場合ですら一般労働者を越える収入を稼げる保証はない。このことは一人親方が、非正規労働者と同じように働いても働いても貧困から抜け出せない層として存在していることを如実に示している。

働いても働いても貧困から抜け出せないのが一人親方の実情であるが、ここで更にもう一つ、働く貧困層としての一人親方を示す指標を提示したい。表9は、現状の一人親方の収入では労働時間階級別にみて具体的に何時間働けば各基準以上稼げるのか見たものである。

表9でまず注目したいのが「239～160時間」×「正規(男)月収以下割合」の労働時間である。この階層は労

働時間で言えば、過労死にいたる恐れはとりあえずない。しかし、一般労働者並みの月収を得るためには、過労死ラインである240時間を越える260.2時間働かないといけないのである。また一人親方全体でも228.8時間となっており月にあと10時間でも長く働けば過労死の危険にさらされることになる。一般労働者並みの収入を得るためには、過労死するほど働かなければならない社会と言うのはおかしい。一人親方の収入を引き上げることで、過労死するほど働かなくても一般労働者並みの収入を得られるようにしていくことは労働運動が取り組むべき重要な課題といえる。

(5) 労働運動の課題

では具体的にはどういった運動を組合は展開すべきなのだろうか。政策としては、一人親方のうち週間労働時間60時間以上(9.6%)と40時間以下(36.4%)の階層を減らしながら239～160時間の階層に近づけることであろう。そのためには、全体の50.4%に当る月間労働時間239～160時間の階層で、全産業一般労働者並みの収入が得られるような請負単価を保障すべきである。具体的な金額は、東京の2009年の全産業正規労働者(男)の平均月収55.1万円(加重平均55.2万円)を240～160時間で割ったものとなる。ところで東京の2009年の全産業正規労働者(男)の総実労働時間は175時間である。つまり一人親方が正規労働者と同じ労働時間で正規労働者並みの収入を得るためには、最低でも3,149円(55.1万÷175時間)の時間当たり収入が必要となる。8時間換算だと25,192円である。ちなみに160時間で3,444円だと180時間3,061円となる。以上のことから時間当たり収入3,149円(8時間換算25,192円)を最低ラインの生活できる賃金として要求することが一つの政策目標となるだろう。

表8 試算：一人親方の労働時間階級別にみた正規月収、標準生計費、年収200万以下割合(2009年)

	240時間 以上	239～1 60時間	160時間 以下
単位	%	%	%
一般(男)月収以下割合	78.4	91.1	97.6
標準生計費以下割合	16.1	16.5	56.9
年収200万以下割合	3.5	3.0	23.3
労働時間階級別総数	100.0	100.0	100.0

注) 算出方法は表7と同じ
出所：表7と同じ

表9 就業時間階級別にみた正規月収、標準生計費、年収200万以上稼ぐために必要な労働時間の試算(2009年)

	240時間以上	239-160 時間	160時間 以下	一人親方平均
単位	月間労働時間	月間労働時間	月間労働時間	月間労働時間
正規(男)月収以下割合	341.0時間	260.2時間	178.7時間	228.8時間
標準生計費以下割合	173.9時間	132.7時間	91.1時間	116.7時間
年収200万以下割合	103.3時間	78.8時間	54.2時間	69.4時間
加重平均時間賃金(円)	1,616円	2,118円	3,084円	2,408円

注) 算出方法は表7と同じ
出所：表7と同じ

2009年の一人親方の時間当たり賃金³²が2,282円(18,713÷8.2)である。生活できる賃金との差額は867円で、仮に1日8時間とするなら6,936円の賃金引上げ要求となる。では実際に組合はどういった額の賃金交渉を行なっているのだろうか。69万1,155人(2009年12月末)組織人員を抱える全国建設労働組合総連合は2009年春の大手企業交渉で標準賃金として月額2万6,000円以上を要求している³³。25,192円という金額には、諸経費、税・社会保険料が含まれていない。これを踏まえれば、2万6,000円を標準賃金として要求することは、生活できない一人親方を生み出している一人親方の低収入問題を解決する上で非常に重要であるといえるだろう。また大手ゼネコン等業界団体で組織する日本建設業団体連合会が2009年に出した提言³⁴では、職長のうち元請が優秀と認めた技能者に限ってではあるが、「標準目標年収」として600万円以上を掲げた。こういった経営側の変化を生活できる賃金運動にリンクさせ取り組むことが重要といえる。

また長期的に展望するならば、一人親方の直接雇用を求める運動も極めて重要である。企業は一人親方を直接雇用しないことで税・社会保険料および営業上の諸経費を一人親方に負担させている。つまり一人親方を直接雇用させていくことは、一人親方の経済的負担を軽減する。また一人親方は、直接雇用されることで安定した仕事を確保し、仕事がないことによる貧困化という事態を回避できる可能性が非常に高くなるのである。

おわりに

本稿の分析で明らかになった点は、以下の通りである。第1に、建設業一人親方の中で週間労働時間60時間を越えて働く割合は、常用雇用労働者に近い割合で存在していること、第2に、週間労働時間60時間以上働いている一人親方の収入を時間当たりで見れば、一般労働者の5～6割ほどしかなくこの低収入が長時間労働を誘発する一つの要因となっていること、第3に、この時間当たり収入の低さによって、標準生計費以上の収入を得るために、過労死するほど働く一人親方が存在していることである。

この一人親方の低収入問題を解決するために労働運動に要求される課題は、第1に、時間当たり収入3,149円(8時間換算25,192円)を最低ラインの生活できる賃金として要求すること、第2に、企業が一人親方を直接雇用するよう要求していくこと、この2点が挙げられる。

なお、週間労働時間40時間以下の一人親方が2009年に全体の3割強存在している。またそのうちの56.9%が標準生計費以下の収入しかえられていない(表8)。本稿では殆ど分析を行なえなかったが、このほぼ失業に近い状態に置かれている一人親方の問題は、過労死するほど働く一人親方の長時間労働と並び、非常に深刻な問題である。これは今後の研究課題としたい。

〈謝辞〉

本稿では、全建総連東京都連『賃金調査』マイクロデータを活用させていただいた。マイクロデータの使用許可をしていただいた全国建設労働組合総連合東京都連合会にはこの場をおかりして深くお礼申し上げる。

(しばた・てっぺい 中央大学大学院)

32 本稿では、一貫して「賃金」ではなく「収入」という表現を用いてきた。ここで「賃金」という表現を用いたのは全建総連東京都連・建設政策研究所『賃金調査』の表記に合わせたことによる。

33 この点については全国建設労働組合総連合東京都連合会に直接問い合わせて確認した

34 日本建設業団体連合会(2009)『建設技能者の人材確保・育成に関する提言』を参照